平成十五年国家公安委員会規則第十五号

用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則を次のように定める。法律第八十三号)第七条、第八条及び第十四条の規定に基づき、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(平成十五年インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則

(インターネット異性紹介事業の開始の届出)

いて「開始届出書」という。)を提出することにより行うものとする。「法」という。)第七条第一項の規定による届出は、別記様式第一号の事業開始届出書(次項にお第一条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律(以下

始しようとする日の前日までに、一通の開始届出書を提出しなければならない。 所」という。)の所在地を管轄する警察署長を経由して、当該インターネット異性紹介事業を開2る場合においては、事業の本拠となる事務所(事務所のない者にあっては、住居。以下「事務2前項の規定により都道府県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に開始届出書を提出す

イ 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第七条第五号に掲げる事インターネット異性紹介事業を行おうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類

ー インターネット異性紹介事業を行おうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

た 定款及び登記事項証明書

の長の証明書

役員に係る前号イ及びハに掲げる書類

二 異性交際に関する情報をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いへ、役員に係る法第八条第七号イに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第五項第一号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合には、同号にの他の符号(以下「送信元識別符号」という。)を使用する権限のあることを疎明する資料一号に規定する電気通信をいう。以下同じ。)の送信元を識別するための文字、番号、記号そてこれに伝達するための電気通信(電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第二条第二 異性交際に関する情奏をインターネットを利用して互対の限覧することができる判別に置い

イ 当該委託を受ける者が個人である場合は、次に掲げる書類規定する業務の委託を受ける者に係る次に掲げる書類

第一号イ及びハに掲げる書類

Fi ② 第五条第二項第一号イからへまでに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する

(3) 第五条第二項第一号ニに掲げる者に該当しない旨の医師の診断書

1 当該委託を受ける者が法人である場合は、次に掲げる書類

定款及び登記事項証明書

(2) 第五条第二項第一号トに規定する者に係るイ(1)から(3)までに掲げる書類

一 事務所の電話番号 法第七条第一項第四号の国家公安委員会規則で定める連絡先は、次のとおりとする。

一 事務所の電子メールアドレス

一 法第十一条の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認の実施の方法5 法第七条第一項第六号の国家公安委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

務の委託を受ける者に係る次に掲げる事項 一 前号に規定する方法が第五条第一項第四号に規定する方法である場合は、同号に規定する業

イ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 法人にあっては、第五条第二項第一号トに規定する者の氏名及び住所

第五条第一項第四号に規定する業務の実施の方法

三 第三項第三号の送信元識別符号

(インターネット異性紹介事業の廃止等の届出)

各号に掲げる書面を提出することにより行うものとする。 第二条 法第七条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該

| 検え等三計の届出す真と別記出す。 (人) 「ででは出す。 いいら。) に変更があった場合 別記一 法第七条第一項各号に掲げる事項(以下「届出事項」という。) に変更があった場合 別記

にあっては、二十日)以内に、一通の廃止届出書又は変更届出書を提出しなければならない。更の日から十四日(当該届出に前条第三項第二号イに規定する登記事項証明書を添付すべき場合の所在地を管轄する警察署長を経由して、インターネット異性紹介事業の廃止又は届出事項の変の前項の規定により公安委員会に廃止届出書又は変更届出書を提出する場合においては、事務所様式第三号の届出事項変更届出書(以下「変更届出書」という。)

(心身の故障により事業を適正に行うことができない者)あっては、前条第三項に規定する書類のうち当該変更事項に係るものとする。法第七条第二項の国家公安委員会規則で定める書類は、届出事項に変更があった場合の届出に

一 広告又は宣伝を文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合(次号にを明らかにする方法は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。 第三条 法第十条第一項の規定により児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨

を公衆の見やすいように表示すること。 掲げる場合を除く。) 児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の文言 掲げる場合を除く。) 児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨の文言 広告又は宣伝を文字、図形若しくは記号又はこれらが結合したものにより行う場合(次号に

(児童による利用の禁止の伝達方法)

(児童でないことの確認の方法) (児童でないことの確認の方法) (児童でないことの確認の方法) (児童が当該インターネット異性紹介事業を利用してはならが使用する通信端末機器の映像面に、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用しようとする者が使用する通信端末機器の映像面に、児童が当該インターネット異性紹介事業を利用しようとする者が法第十一条の規定により児童でないことの確認を受ける際に、当該インターネット異性紹介事業を利用してはならない旨第四条 法第十条第二項の規定により児童がインターネット異性紹介事業を利用してはならない旨

| おかの方法により行わなければならない。 | 第五条 法第十一条本文の規定による異性交際希望者が児童でないことの確認は、次に掲げるいず

者の年齢又は生年月日を証する書面の当該異性交際希望者の年齢又は生年月日、当該書面の名異性交際希望者から、その運転免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望

当該部分に係る画像の電磁的方法による送信を受けること。 称及び当該書面を発行し又は発給した者の名称に係る部分の提示、当該部分の写しの送付又は

- 法により料金を支払う旨の同意を受けること。 異性交際希望者から、クレジットカードを使用する方法その他の児童が通常利用できない方
- 三 あらかじめ、前二号に掲げるいずれかの方法により児童でないことを確認した異性交際希望 条第三項に規定する識別符号をいう。以下同じ。)を付し、インターネットを利用してその送 者に識別符号(不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成十一年法律第百二十八号)第二 信を受けること
- 前項第四号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければな 委託している場合にあっては、異性交際希望者から送信を受けた識別符号について、当該委託 ないことを確認して識別符号を付する業務(以下「識別符号付与業務」という。)を他の者に を受けた者に照会すること等の方法により、その者が付したものであることを確認すること。 インターネット異性紹介事業者が、第一号又は第二号に掲げるいずれかの方法により児童で
- 次のいずれにも該当しないこと。
- 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- り、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者 禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わ
- 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から起算して五年を経過しない者 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六
- アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- び意思疎通を適切に行うことができない者 精神機能の障害により識別符号付与業務を適正に実施するに当たって必要な認知、判断及
- 明の機会の付与の通知がなされた日前六十日以内に当該法人の役員であった者で当該処分の五年を経過しない者(当該処分を受けた者が法人である場合においては、当該処分に係る弁 法第十三条、法第十四条又は法第十五条第二項の規定による処分を受けた日から起算して から起算して五年を経過しない者を含む。)
- 従業者のうちにイからへまでのいずれかに該当する者があるもの 法人でその役員又は識別符号付与業務に従事させようとする職員若しくは使用人その他の
- するに当たり当該規程を遵守すると認められるものであること。 確保するため必要な事項に関する規程を定め、これを公表しており、識別符号付与業務を実施 異性交際希望者が児童でないことを確認する方法その他の識別符号付与業務の適正な実施を
- 第一項の規定にかかわらず、特定情報提供役務の提供を受けない異性交際希望者については、 かにしているものであること。

当該インターネット異性紹介事業者との委託に係る契約において前号に規定する事項を明ら

- 次に掲げるいずれかの方法により当該異性交際希望者が児童でないことを確認すれば足りる。 異性交際希望者に対し、インターネットを利用してその年齢又は生年月日を送信するよう求
- 回答により当該異性交際希望者が児童でないことを確認すること。 異性交際希望者に対し、インターネットを利用して児童でないかどうかを問い合わせ、その 当該年齢又は生年月日により当該異性交際希望者が児童でないことを確認すること。

合

定による届出を受けた場

届出受理年月日

届出受理番号

- 前項に規定する「特定情報提供役務」とは、次に掲げるものをいう。
- ットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いてこれに伝達する役務 異性交際希望者の求めに応じ、次に掲げる情報(以下「特定情報」という。)をインターネ 異性交際希望者と他の異性交際希望者が出会うために指定する日時及び場所に係る情報

合

して公衆が閲覧することができる状態に置いて当該求めに係る異性交際希望者に伝達する役務 異性交際希望者の求めに応じ、他の異性交際希望者からの特定情報をインターネットを利用 住所、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先に係る情報

- 三 異性交際希望者が電子メールその他の電気通信を利用して他の異性交際希望者に特定情報を 伝達することができるようにする役務
- (本人を特定する事項の確認の方法)
- 第六条 法第十一条ただし書の国家公安委員会規則で定める方法は、異性交際希望者からその運転 日を証する書面の提示を受けてその住所、氏名及び年齢を確認することとする。ただし、 免許証、国民健康保険被保険者証その他の当該異性交際希望者の住所、氏名及び年齢又は生年月 号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める措置をとることをもって足りる。 次の各
- 支払を受ける場合
 当該異性交際希望者からその住所、氏名、年齢又は生年月日並びに当該ク た者に対して当該クレジットカードが有効であることを確認すること。 レジットカードの番号及び有効期限の申出を受けるとともに、当該クレジットカードを発行し 異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とするクレジットカードを使用する方法により料金の
- 一 異性交際希望者の氏名を名義人の氏名とする預貯金口座からの振替の方法により料金の支払 他の当該口座を特定するために必要な事項の申出を受けるとともに、当該口座に係る金融機関を受ける場合 当該異性交際希望者からその住所、氏名、年齢又は生年月日及び口座番号その に対して当該口座が現に開設されていることを確認すること。
- 異性交際希望者からインターネットを利用してその識別符号の送信を受けることをもって足り 事業者が前項の確認を受けた異性交際希望者に対し識別符号を付している場合にあっては、当該 法第十一条ただし書に規定する本人を特定する事項の確認の方法は、インターネット異性紹介

(指示の方法)

第七条 法第十三条及び法第十五条第二項第一号に規定する指示は、 り行うものとする。 別記様式第四号の指示書によ

(停止命令等の方法)

第八条 法第十四条及び法第十五条第二項第二号に規定する命令は、 り行うものとする。 別記様式第五号の命令書によ

(処分移送通知書の様式)

第九条 法第十五条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の国家公安委員会規則で 定める処分移送通知書の様式は、別記様式第六号のとおりとする。 (報告等の要求)

第十条 法第十六条に規定する報告又は資料の提出は、 別記様式第七号の報告等要求書により求め

第十一条 法第十七条第一項の国家公安委員会規則で定める事項は、 るものとする。 (国家公安委員会への報告事項等) 次の表の上欄に掲げる場合の

報告する場合 区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項とする。 法第七条第一項の規 事項 法第七条第一項各号に掲げる事項

法第七条第二項の規 法第七条第一項第一号から第三号までに掲げる事項 インターネット異性紹介事業を開始しようとする年月日

|定による届出を受けた場 法第七条第一項の規定による届出に係る届出受理番号 インターネット異性紹介事業を廃止した場合には、廃止年月日及び

廃止の事由 届出事項に変更があった場合には、 当該変更に係る変更年月日、 変

|更事項及び変更の事由

条第一項又は第十五条第 |項の規定による処分を||三 法第十三条、 第十四 処分年月日 法第七条第 法第七条第 項の規定による届出に係る届出受理番号 項第一号から第三号までに掲げる事項

処分番号

処分の種別及び内容 処分の事由

法第十七条第 一項の国家公安委員会規則で定める事項は、 次に掲げる事項とする

法第七条第 項第一号から第三号までに掲げる事項

法第七条第一項の規定による届出に係る届出受理番号

当該違反行為をし、又は当該処分に違反した年月日 又は当該処分に違反した者に関する事項

当該違反行為又は当該処分に違反した行為の内容

式第八号の登録申請書に次に掲げる書類を添付して、国家公安委員会に提出しなければならな第十二条 法第十八条第一項の登録(以下単に「登録」という。) を受けようとする者は、別記様

登録を受けようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類登録を受けようとする者が個人である場合は、第一条第三項第一号イに掲げる書類

定款及び登記事項証明書

役員に係る第一条第三項第一号イに掲げる書類

法第十八条第四項第二号イに規定する専任の管理者の氏名を記載した書類 法第十八条第四項第一号イ又は口のいずれかに該当する者の氏名及び略歴を記載した書類

法第十八条第四項第二号ロに規定する文書として、次に掲げるもの 誘引情報提供業務の適正な実施の方法に関する事項を記載した業務方法書

誘引情報提供業務に関する教育訓練に関する事項を記載した文書

誘引情報提供業務に関して知り得た秘密の漏えいの防止に関する事項を記載した文書

登録を受けようとする者が法第十八条第三項各号に掲げる者のいずれにも該当しないことを その他誘引情報提供業務の実施に関し必要な事項を記載した文書

誓約する書面 登録を受けようとする者が誘引情報提供業務を適正かつ確実に行うことができることを確認

するため参考となるべき事項を記載した書類

(登録誘引情報提供機関に係る登録事項の変更の届出)

第十三条 法第十八条第六項の規定による届出は、別記様式第九号の登録事項変更届出書を提出す ることにより行うものとする。

(誘引情報提供業務の実施基準)

第十四条 法第二十一条の国家公安委員会規則で定める基準は、次のとおりとする

該支障を除去するための措置を講ずること。 誘引情報提供業務に用いる通信端末機器の機能に支障が生じた場合において、 速やかに、 当

法第十八条第四項第一号イ又はロのいずれかに該当する者が常時誘引情報提供業務に従事す

第十二条第五号に掲げる文書に記載された事項に従って誘引情報提供業務を実施すること。誘引情報提供業務が専任の管理者による管理の下で行われること。

行為に係る異性交際に関する情報の内容及びその送信元識別符号の記録を作成し、その作成のを当該インターネット異性紹介事業者に提供する場合において、その日時並びに当該禁止誘引 インターネット異性紹介事業を利用して行われる禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報 から一年間保存すること。

六 誘引情報提供業務に関して知り得た情報を、 る目的以外に利用しないこと。 正当な理由なく、 誘引情報提供業務の用に供す

(登録誘引情報提供機関に係る業務の休廃止の届出)

第十五条 法第二十三条第一項の規定による届出は、 出書を提出することにより行うものとする。 別記様式第十号の誘引情報提供業務休廃止届

(改善命令の方法)

第十六条 法第二十四条に規定する命令は、別記様式第十一号の改善命令書により行うものとす

(登録の取消しの通知)

第十七条 法第二十五条の規定により登録を取り消したときは、その旨を、 録取消通知書により当該登録を受けた者に通知するものとする。 別記様式第十二号の

第十八条 法第二十六条に規定する報告又は資料の提出は、 り求めるものとする。 別記様式第十三号の報告等要求書によ

第十九条 登録誘引情報提供機関は、三月ごとに、その期間内にインターネット異性紹介事業者に 提供した禁止誘引行為に係る異性交際に関する情報の件数その他の誘引情報提供業務の実施状況 (誘引情報提供業務の実施に係る報告) 遅滞なく、 国家公安委員会に報告しなければならない。

この規則は、法の一部の施行の日(平成十五年十二月一日)から施行する

(施行期日) 附 則 (平成一九年九月二五日国家公安委員会規則第二一号)

から施行する。 この規則は、 郵政民営化法(平成十七年法律第九十七号)の施行の日 (平成十九年十月一

月

則 (平成二〇年一〇月一〇日国家公安委員会規則第二一号)

行の日から施行する。ただし、第二条の規定は平成二十一年二月一日から施行する。 律の一部を改正する法律(平成二十年法律第五十二号。次項において「改正法」という。)の (施行期日 4の一部を改正する法律(平成二十年法律第五十二号。次項において「改正法」という。) の施この規則は、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正法による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童を を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則第一条第二項の規定の適用については、同項中 誘引する行為の規制等に関する法律第二条第二号に規定するインターネット異性紹介事業を行っ 「当該インターネット異性紹介事業を開始しようとする日の前日までに、 ている者の当該事業に対する第一条による改正後のインターネット異性紹介事業を利用して児童 通」とする。 一通 とあるのは、「一

(平成二四年三月一六日国家公安委員会規則第一号

この規則は、 民法等の 一部を改正する法律の施行の日(平成二十四年四月一日) から施行す

附 則 (平成二四年六月一八日国家公安委員会規則第七号

(施行期日)

第一条 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を 号)の施行の日 脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成二十一年法律第七十九k1条 この規則は、出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離 (平成二十四年七月九日) から施行する。

(経過措置)

第二条 この規則の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、 附 (平成二八年三月二五日国家公安委員会規則第六号) なお従前の例による。

附 則 (令和元年六月二一日国家公安委員会規則第三号)の規則は、行政不服審査法の施行の日(平成二十八年四月一 旦 から施行する。

2

この規則は、 令和元年七月一日から施行する。

程の指定に関する規則、技能検定員審査等に関する規則、運転免許に係る講習等に関する規則、動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則、届出自動車教習所が行う教習の課 の財産の凍結等に関する特別措置法の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則及び重要施設則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリスト 者取調べ適正化のための監督に関する規則、猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会及び年少射施に関する規則、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則、被疑 関する規則、古物営業法施行規則、交通安全活動推進センターに関する規則、不正アクセス行為指定に関する規則、自転車の防犯登録を行う者の指定に関する規則、特定物質の運搬の届出等に の実施に関する規則、審査専門委員に関する規則、暴力追放運動推進センターに関する規則、交関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に基づく意見聴取 る書面については、この規則による改正後のこれらの規則に規定する様式にかかわらず、当分の の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則に規定する様式によ 十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法施行規 は身元の調査等に関する法律施行規則、死体取扱規則、国際連合安全保障理事会決議第千二百六 る規則、行方不明者発見活動に関する規則、国家公安委員会関係警察等が取り扱う死体の死因又 撃資格の認定のための講習会の開催に関する事務の一部を行わせることができる者の指定に関す する規則、遺失物法施行規則、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に基づく事務の実 約者確認に関する規則、警備員等の検定等に関する規則、届出対象病原体等の運搬の届出等に関援助に関する規則、確認事務の委託の手続等に関する規則、携帯音声通信役務提供契約に係る契 関する法律施行規則、 員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則、特殊開錠用具の所持の禁止等 転免許取得者教育の認定に関する規則、ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則、ストった団体の規制に関する法律の規定に基づく警察庁長官の意見の陳述等の実施に関する規則、運 の再発を防止するための都道府県公安委員会による援助に関する規則、無差別大量殺人行為を行 外国等の行政庁等の免許に係る運転免許証の日本語による翻訳文を作成する能力を有する法人の 通事故調査分析センターに関する規則、盲導犬の訓練を目的とする法人の指定に関する規則、原 規則、自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則、暴力団員による不当な行為の防止等に 検定等に関する規則、地域交通安全活動推進委員及び地域交通安全活動推進委員協議会に関する の適正化等に関する法律施行規則、風俗環境浄化協会等に関する規則、遊技機の認定及び型式の指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則、風俗営業等の規制及び業務 に関する法律施行規則、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に この規則による改正前の犯罪捜査規範、国際捜査共助等に関する法律に関する書式例、警備員 カー行為等の規制等に関する法律の規定に基づく意見の聴取の実施に関する規則、国家公安委 なおこれを使用することができる。 配偶者からの暴力等による被害を自ら防止するための警察本部長等による 2

(施行期日) (令和元年一〇月二四日国家公安委員会規則第八号)

日から施行する。 化等に関する法律施行規則 の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則別表第一風俗営業等の規制及び業務の適正 に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(令和元年十二月十四日)から施 この規則は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備 ただし、第十一条中国家公安委員会の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面 (昭和六十年国家公安委員会規則第一号)の項の改正規定は、 公布の

十七号)第二十条第一項の規定により備え付けているこの規則による改正前の運転代行業法施 この規則の施行の際現に自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成十三年法律第

> 規則第十三条第二号に掲げる書面は、この規則による改正後の運転代行業法施行規則第十五条第 二号に掲げる書面とみなす。

この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 (令和二年一二月二八日国家公安委員会規則第一三号)

(施行期日)

第一条 この規則は、 公布の日から施行する。

第二条 この規則による改正前の様式 (次項において「旧様式」という。) により使用されている

書類は、当分の間、この規則による改正後の様式によるものとみなす。 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記様式第1号(第1条関係)

その1	※受理	里年月日		年	月	日	※受理番号	
	※受理	里警察署					(署)
インタする法律	第7条	ト異性紹:	規定に	 を利用 より届	して児出をし	ます。	書 秀引する行為の表 年 月 は名称及び住所	Ħ
(ふりが)								
氏名又は	名称							
住	所							
(ふりが)								
広告又は宣信 する場合に	0							
する呼	称 3							
事務所の所	在地							
事務所の電話	潘号							
事務所の1								
児童でないこ 確 認 の カ								
送信元識別	符号							
事業を開始	しよう。	とする年	月日			年	月	目

そ			ーネット異性紹介事業を行おうとする者が法人の場合のみ記載)
代	(ふり 氏	がな) 名	
表者	住	所	
役	(ふり 氏	がな) 名	
員	住	所	
役	(ふり 氏	がな) 名	
員	住	所	
役	(ふり 氏	がな) 名	
員	住	所	
役	(ふり 氏	がな) 名	
員	住	所	
役	(ふり 氏	がな) 名	
員	住	所	
役	(ふり 氏	がな) 名	
員	住	所	
役	(ふり 氏	がな) 名	
員	住	所	
役	(ふり 氏	がな) 名	
員	住	所	
役	(ふり 氏	がな) 名	
員	住	所	

別記様式第2号
(第2条関係)

(ふり 氏名又	-	.		
住		所		
法 識人 別	代表	(ふりが	な)	
八の場合	者	住	所	
の場合	役員	(ふりが 氏	な) 名	
務の	等	住	所	
の委託を受ける者が	役員	(ふりが 氏	な) 名	
受け	等	住	所	
る者が	役員	(ふりが 氏	な) 名	
	等	住	所	
	役員	(ふりが 氏	な) 名	
	等	住	所	

別記様式第2号(第2条関係)

	※受理年月	Ħ	年	月	日	※受理番号	
	※受理警察	署				(署)
	ーネット異性 第7条第2項 公安委員	の規定に	を利用しより届品	して児出をし	童を診ます。	書 毎引する行為の表 年 月 は名称及び住所	Ħ
(ふりが	な)						
氏名又は	名称						
住	所						
(ふりが 法人にあって その代表者の	だは、						
(ふりが							
広告又は宣 する場合に	使用 2						
する呼	称 3						
事務所の所	在地						
廃止年丿	月日						
廃止の事	事 由						

記載要領 ※印欄には、記載しないこと。 2 「広告又は宣伝をする場合に使用する呼称」欄には、当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が2以上ある場合にあっては、

それら全部の呼称)を記載すること。 3 「事務所の所在地」欄には、事業の本拠となる事務所の所在地を記載すること。 4 所定の欄に記載し役かいときは、別紙に記載の上、これを添付すること。 5 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第3号(第2条関係) 日 ※受理番号 ※受理年月日 ※受理警察署 署) 届出事項変更届出書 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第7条第2項の規定により届出をします。 年 公安委員会 殿 届出者の氏名又は名称及び住所 (ふりがな) 氏名又は名称 (ふりがな) 広告又は宣伝を する場合に使用する 呼称 事務所の所在地 変更年月日 変更の事由

200								
(0)2	その2							
(氏名又は名称及び住所に変更があった場合)								
(ふりがな) 氏 名 又は名称								
住所								
(ふりがな) 氏 名 又は名称								
住所								
(広告又は宣伝を使用する場合に使用する呼称に変更があった場合)								
(ふりがな)								
(ふりがな) 新 呼 称								
(本物でもごを見かり、本質とと と 切 八)								
(事務所の所在地等に変更があった場合)								
所 在 地								
事旧電話番号								
務 電子メールアドレス								
所在地								
新電話番号								
電子メールアトレス								

そ	の3			
(法人	の代表	者又は	役員の氏名等に変更があった場合)
代	旧	(ふりか 氏		
表	IH	住	所	
者	250	(ふりか 氏	^(な) 名	
	491	住	所	
		(ふりか 氏	³ な) 名	
			所	
役	旧	(ふりか 氏	^{がな)} 名	
			所	
		(ふりか 氏	³ な) 名	
			所	
		(ふりか 氏	³ な) 名	
			所	
員	新		名	
		住(ふりか	所	
		氏	名	
		住	所	

そ	その4						
(児童でた	ないことの	り確認	の方法等	に変更があった	:場合)	
	児童で 確 認	ないこと : 方 i					
	している場合 識別符号付与業務を他の者に委託	氏 又は名	名称				
	している場合 識別符号付与	住	所				
旧	合 矣	法委	代	氏 名			
III	務を始	人の場	表者	住 所			
	の者	法人の場合	役員等	氏名			
	に委託	者が	等	住 所			
	RL.	業 務 実施の方	の法				
	送信元	識別符	号				
	児童で 確 認	ないこと ・ 方 i					
	し識て別	氏 又は名	名称				
	している場合 識別符号付与業務を他の者に委託		所				
新	合業	法委	代表	氏 名			
4/1	務を	八の場	表者	住 所			
	他の者	法人の場合	役員等	氏 名			
	に委	が	等	住 所			
	卍	業 務 実施の方	の法				
	送信元	識別符	号				

記載要領 1 ※印欄には、記載しないこと。

別記様式第	4 무	(第 7	タ間(区)

その 1											
				±E	示	#			第		号
		-		311	۸,۷	_			年	月	日
		殿							公	安委員	会 印
指示を 受ける	住所又	は居所									
者	氏名又	は名称									
上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第13条又は第15条第2項第1号の規定により、下記のとおり指示する。											
					記						
指示の	内容										

₹ の 2						
指示の理由						
記載要領 1 指示を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表 者の氏名を併せて記載すること。 2 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。						
この処分に不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月 以内に 公安委員会(経由)に対し審査請求をすることが できます。						

L 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第	5무	(筆の	タ間係 \

その1							第		号
				命	令	書	年	月	В
		殿					·		
							公	安委員	会 印
命令を受ける	住所又	住所又は居所							
者	氏名又	は名称							
		し、イング							
		ト異性紹介		信	Ŀ,	· - 命令す		, , ,	10 07 C 07
					記				
命令の	内容								

その2
命令の理由
記載要領 1 不要の文字は、横線で消すこと。 2 命令を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
この処分に不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月 以内に 公安委員会(経由)に対し審査論求をすることが できます。

別記様式第6号(第9条関係)

別記様式第6号(第9条関係)
処分移送通知書 年月日
公安委員会 殿 公安委員会 田
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第15条第1項(同条第3項において準用する場合を含む。)の規定により下記の者について処分移送通知書を送付する。
(ふりがな) 氏名又は名称
住 所
(ふりがな)
(ふりがな) 広告又は宣伝を する場合に使用 する呼称
事務所の所在地
処分に係る事案の概要
備考
記載要領 1 「仏告又は宣伝をする場合に使用する呼称。欄には、当該事業につき広告又は宣伝をする場合に当該事業を示すものとして使用する呼称(当該呼称が2以上ある場合にあってはそれら全部の呼称)を記載すること。 2 「事務所の所在地」欄には、事業の本拠となる事務所の所在地を記載すること。 3 所之の傾に記載し何ないときは、別版に記載の上、これを添付すること。 4 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

別記様式第7号(第10条関係)

その 1	(.,									
-2001			±Р	告	~~	冊	-117	-		第		号
		殿	权		守	安	ж			年	月	日
										公	安委員会	会 印
要求を受ける	住所又	は居所										
者	氏名又	は名称										
		て、イン									童を誘う	ける行
為の規制	等に関す	る法律第	16条	の規	定に	より	、下	記の	とおり	報告	の提出	を求め
	書面に F			≛nt						22111		
					i	5						
要求の	内容											

その2	
要求の理由	
報告 資料提出 の期限	
2 要求を受ける 者の氏名を併せ	t、横線で消すこと。 5 者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表 で記載すること。 歌し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
	のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月 安委員会(経由)に対し審査請求をすることが

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第8号(第12条関係)

	※登録年月日	年	: 月	日	※登録番号		
		登 録	申請	書			
	ーネット異性紹: 第18条第1項の:					規制等に	関
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,				月	日
国家公女	委員会 殿		申請者の	氏名》	又は名称及び信	主所	
(ふりが 氏名又は:	0.,						
住	所						
(ふりが 法人にあって その代表者の	714,						
誘引情報提 務を行う事 の所在地							
誘引情報提	供業務を開始し	ようとする	年月日		年	F F	l

- 記載要額

 1 ※印欄には、記載しないこと。

 2 所定の欄に記載しないこと。

 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

1.1 HP	你八零	5 1	(31)	0/1/1991	/N/											
		% 5	受理年	手月 日			年		月	日	*	受理番	号			
				登	録	事	項	変	更	届	出	書				
	インタ する法律											する行	j為 0	り規制	制等に	こ関
					ノ双	ルI-	より	油口	をし	. よ 9 i	,	年		月		日
ı	国家公会	女安貝	云	敗			Æ	出者	ずのE	无名又	くは名	3.称及	び住	所		
			l													
	ふりが 名又は															
	情報措															
	と行う事 所 右															
変	更年	月日														
恋	更のこ	事由														
~	~ ~	7 14														
(氏名又	は名利	下及び	が住所に	こ変	更が	ぶあっ	た場	}合)							
	(ふり) 氏	名														
旧	又は	名称														
	住	所														
der*	(ふり) 氏 又 は	名														
新	住	所														

そ	の2				
(法人	,の什	表者	の氏	名に変更があった場合)
代	旧		りがた	g) 名	
表者	新	(ふ 氏	りがた	(i) 名	
(誘引		提供		を行う事務所の所在地に変更があった場合)
事	旧	所	在	地	
務所	新	所	在	地	

- 記載要領

 1 ※印欄には、記載しないこと。

 2 所定の欄に記載しないこと。

 3 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第1	10号	(弟	15余	関係	:)									
	*	受理	年月	日			年	月	F	=	※受理番号	Ļ		
	.,.					-					・ 止 届 誘引する行		_	に関
する法	律第2	23条9	第1平	質の	規定	によ	り誘う	引情報	8提供	- 業	株止 務の 廃止 年	<i>ත</i>)	届出をし 引	ます。 日
国家公	安委	員会	殿				届出	者の	氏名	又	は名称及び	住戸	昕	
(ふりが 氏名又は														
住	所	i												
(ふりが 法人にあって その代表者の	には、													
誘引情報提 務を行う事 の 所 在	務所	ŕ												
休止解止	月日													
休止のす	朝間	ı												
休止 廃止	事 由	ı												

- 記載要領

 1 ※印欄には、記載しないこと。

 2 不要の文字は、横線で消すこと。

 3 所定の欄に記載し枠ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

 4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

別記様式第11号(第16条関係)

その1		•						第		묵
			改	善	命	令	書		月	-
		殿								会印
								国家公	女安貝	- 디미
命令を 受ける	住所又	住所又は居所								
	氏名又	は名称								
		し、インク る法律第2								する行為
					記					
命令の	内容									

別記材式第10
2 5
与
第
1
7
条
맪
係

その2	
命令の理由	
	る者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表 せて記載すること。

この処分に不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国家公安委員会(警察庁経由)に対し審査請求をすることができます。

別記様式第12号(第17条関係)

			容	소문	ĦV	消	涵	4Π	#	第		号
		en.	#	级	41	/13		ΛH	-	年	月	日
		殿								国家公	安委員	会 印
通知を 受ける 者	住所又に											
	氏名又は											
上記の者に対し、インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律第25条の規定により、登録誘引情報提供機関としての登録を取り消したので、下記のとおり通知する。												
						記						
取消し0	D理由											
記載要領 1 通知を受ける者が法人その他の団体である場合には、「氏名又は名称」欄にその代表者の氏名を併せて記載すること。 5 第1の既列を呼ばれること。												

この処分に不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に国家公安委員会(警察庁経由)に対し審査請求をすることができます。

┃ 備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

]記様式第	313号(弗18余 <u>関</u> 1	新)								
その1									第		号
			報	告	等	要	求	書	年	月	日
		殿							国家公	安委員	会 印
要求を 受ける 者	住所又	は居所									
	氏名又										
上記の	者に対	して、イン	ノター	- ネッ	・ト類	性経	介事	業を利	用して児	童を誘	引する
為の規制	等に関	する法律第	第26务	その規	定に	より	、下	記のと	おり報告	の提出	を求め
るので、	-	より報告 る資料を抽							9471	O) MELLI	
						2					
要求の	内容										

その2		
要求の理由		
報告 の期限 資料提出		
記載要領 1 不要の文字 2 要求を受け	よ、横線で消すこと。 る者が法人その他の団体である場合には、	「氏名又は名称」欄にその代表

者の氏名を併せて記載すること。 3 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

この処分に不服のあるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月 以内に国家公安委員会(警察庁総由)に対し審査請求をすることができます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。